

# 立川市立新生小学校いじめ基本方針

## いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり

### 新生小学校理念

- ・児童一人一人が互いの人権を尊重し、自他の大切さを認め合う教育を推進する。
- ・いじめの未然防止に努め、児童が安心して学校生活を送るための指導を、組織的・計画的に推進する。

### 〇いじめの定義

いじめ防止対策基本法において、「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 〇いじめに対する基本認識

- ・いじめは、人として決して許されない行為である。
- ・いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。

### 未然防止・解決

## 学校の取組

### 具体的な指導

- ・学校、保護者、地域が三位一体となって、子供をいじめから守り、安全を確保する。
- ・いじめを目撃した子供、いじめられている子供が大人に伝えれば助けてもらえると思えるように普段から子供とコミュニケーションを密に取り、信頼関係を築く。
- ・担任をはじめとした教員が子供と深く関わることで、実態を把握し、いじめの防止につなげる。
- ・いじめに関する授業や集会などを通し、「いじめの傍観者」「いじめる側」も許さないという意識を高める。

### いじめから子供を守る取組

- ・「新生小かぜっ子クラブ」などの放課後教室をはじめとした地域人材、関係機関を活用した子供の見守り
- ・保護者会やPTA 活動を通して保護者へのいじめに対する意識の啓発
- ・校庭開放など放課後の遊び場の確保や登下校の見守り

### 早期の実態把握に係る取組

- ・スクールカウンセラーやハートフルフレンドによる児童観察や面接
- ・「フレンドリー旬間」における「いじめアンケート」や学級の実態に沿った学級指導
- ・「いじめ対策委員会」での情報共有
- ・管理職等による授業観察

### 子供の意識を醸成する取組

- ・道徳の授業をはじめとする「生命尊重・思いやり・親切」等の実施
- ・縦割り班活動などによる子供同士のつながりの育成
- ・弁護士を活用した「いじめ問題授業」の実施
- ・自己肯定感の向上（褒める、認める）

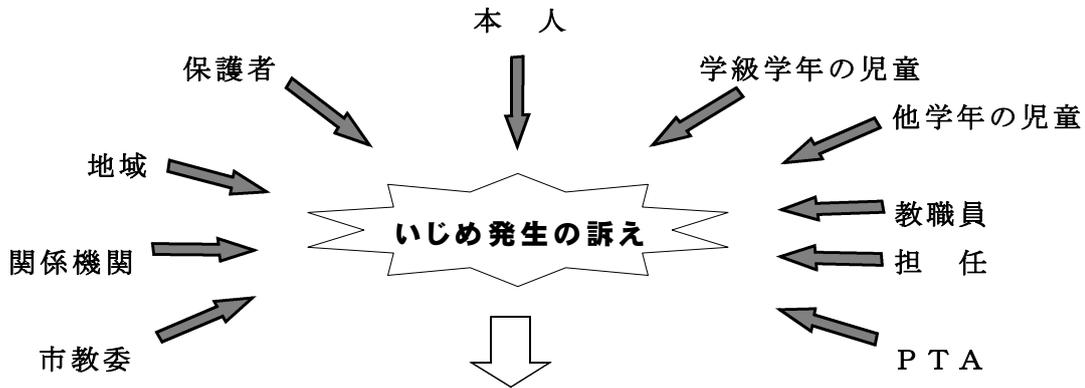
(発生時の緊急対応を中心に)

## いじめに対する学校の基本姿勢

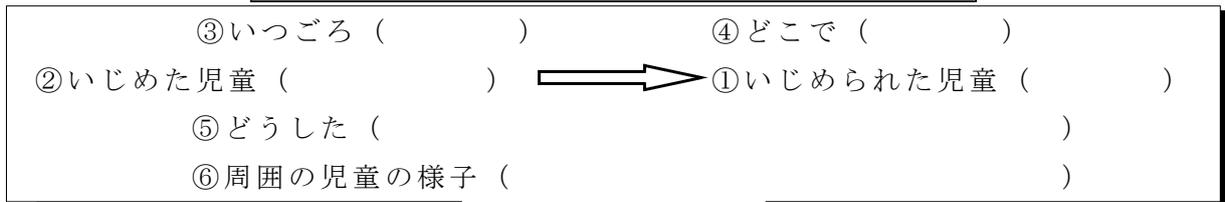
いじめの根絶は「共に学び一人一人が輝く学校」の必須条件である。

いじめ暴力をみんなで排除し、一人一人が安心して学び、自己を発揮できるようにする。

## 【いじめ対策委員会の設置】



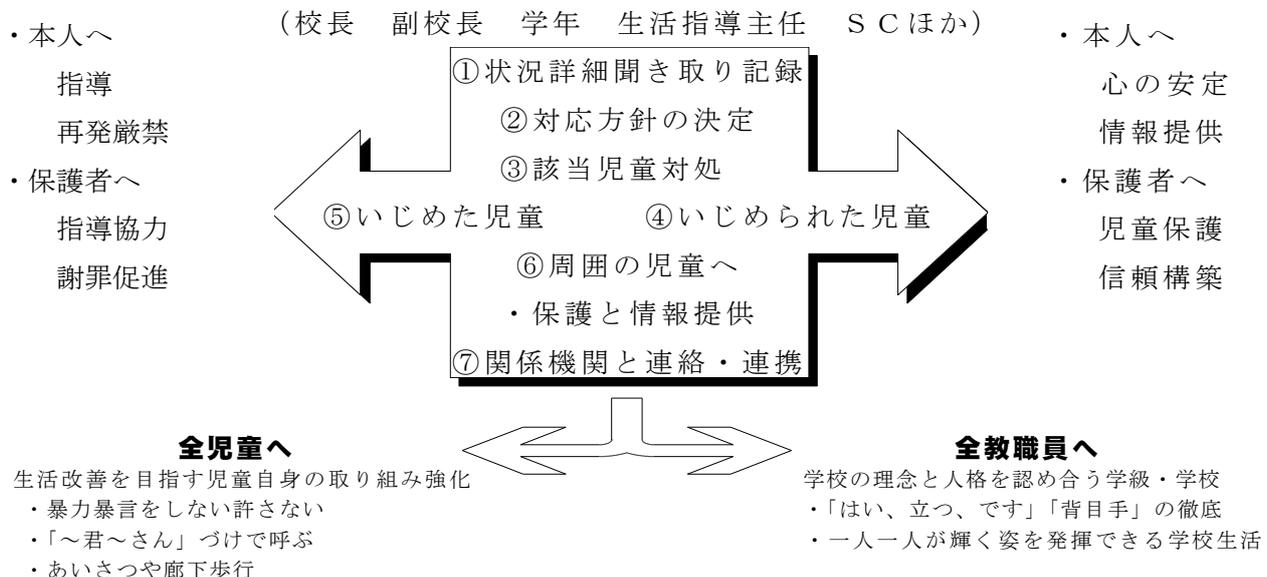
## 状況把握（複数の教員で対応）



子どもの尊い命が失われるようなことが決してあってはならない。

## いじめ対策委員会

### 詳細状況掌握・対処決定



## いじめの未然防止

### 1 基本的考え方

いじめの未然防止に当たっては、人権に関する知的理解及び人権感覚をはぐくむ学習活動を各教科、学年・学級活動、学校行事等においてそれぞれの特質に応じて総合的に推進する。そして、人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく。

### 2 いじめの未然防止のために

#### ○いじめについての共通理解

- ・いじめの様態や特質、原因・背景、指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修で共通理解を図る。

#### ○いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・人権教育や学校行事の充実、読書活動、体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ機会を設け、自分の存在と他の人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

#### ○教職員の指導上の注意

- ・いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業について行けない焦りや劣等感などを生まないように、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・学級・学年の中で、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、児童のいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

## いじめの早期発見

### 1 基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。日頃から児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互の積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

### 2 いじめの早期発見のための措置

#### ○学校は、朝、休み時間、帰りの児童の様子に目を配り、児童観察を行いいじめの早期発見に努める。

#### ○フレンドリー旬間おけるアンケート調査やスクールカウンセラーによる全員面接（5年生）等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

#### ○スクールカウンセラー、ハートフルフレンド、特別支援教育支援員の利用について広く周知させることにより、相談できる環境を整備する。

## いじめの早期対応

### 1 基本的な考え

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、組織的な対応を図る。

### 2 いじめの早期対応のために

#### ○いじめ対策委員会

- ・対応方針の決定と役割分担
- ・市教育委員会への報告、関係諸機関への協力要請

#### ○被害児童、告発した児童への対応

- ・複数の教員による声かけや見守り（仕返しを防ぐ対応策）
- ・スクールカウンセラーやソーシャルスキルワーカーによるケア

#### ○加害児童への対応

- ・組織を生かした指導
- ・スクールカウンセラーやソーシャルスキルワーカーによるケア

#### ○保護者との連携

- ・PTAとの連携
- ・保護者会の開催

## 重篤ないじめ対応

1 重篤ないじめを把握した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。解決が困難な事案については、必要に応じて警察や子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期解決を目指す。

2 他の児童の心身の安全が保障されない、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するなどの恐れがある場合は、出席停止等の懲戒処分の措置を検討する。

3 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に警察に相談し、連携して対応する。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合は、直ちに通報する場合がある。